地域密着型サービス・居宅介護支援

带広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

目次

- ○地域密着型サービス事業者共通の主な指導事項
- 〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回)の主な指導事項
- ○地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護の主な指導事項
- 〇(介護予防)小規模多機能型居宅介護·看護小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- 〇(介護予防)認知症対応型共同生活介護の主な指導事項
- 〇居宅介護支援の主な指導事項
- ※地域密着型介護老人福祉施設は、資料2-1 地域密着型サービス(施設)主な指導事項を確認してください。

内容及び手続の説明及び同意(第3条の7等)

重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がなかった。



提供するサービスの第三者評価の実施状況として

実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況を 重要事項説明書に記載すること。

「福祉サービス第三者評価」は「地域密着型サービス外部評価」とは異なる制度であり、受審は任意です。

任意である「福祉サービス第三者評価」を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要があるとして、重要事項説明書への記載が義務化されました。

勤務体制の確保等(第3条の30等)

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。



- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
- ・事業主講ずべき措置の具体的内容
- a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- b 相談(苦情を含む)に応じ適切に対応するために必要な体制の整備
- ・事業主が講じることが望ましい取組について
- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組③ 被害防止のための取組 【参考】厚生労働省のページ(介護現場におけるハラスメント対策)

※令和4年4月1日から義務

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

地域との連携等(第3条の37等)

介護・医療連携推進会議(又は運営推進会議)をおおむね6月に1回以上開催されていない。 (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護についてはおおむね2月に1回以上)



・介護・医療連携推進会議(又は運営推進会議)をおおむね6月に1回以上対してサービスの 提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議(又は運営推進会議)による評価を受けるとと もに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。また、感染症拡大防止の観点から、やむ を得ず延期、中止する場合は、その理由を適切に記録すること。

【参考】厚生労働省のページ(「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html

サービス提供体制強化加算(老計発第0331005号第2の2(16)等)

算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を把握せず算定していた。



- ・算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。
- 注)事業種別によっては研修、会議等の要件が含まれます。必ず事業種別毎の算定要件をご確 認ください。

【参考】帯広市のページ(地域密着型・居宅介護支援・介護予防支援サービス事業所指定申請 等様式)

https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kenko/fukushi/kaigo/1005008.html

定期巡回・随時対応型訪問介護訪問看護の主な指導事項

サービスの提供の記録(第3条の18等)

- ・オペレーターが受け付けた記録が作成されていない。
- ・定期巡回サービスと随時訪問サービスの区別がついていない。



- ・オペレーターが受け付けた内容は適切に記録に残すこと。
- ・記録上、定期巡回サービスと随時訪問サービスの区別を明確にすること。

【参考】厚生労働省のページ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/teikijunkai.html

定期巡回・随時対応型訪問介護訪問看護の主な指導事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第3条の24)

介護職員(計画作成担当者)が利用者のアセスメント及びモニタリングを行っていた。



・**看護職員**が利用者の居宅を定期的(概ね1月に1回程度)に訪問し、アセスメント及びモニタリングを実施すること。

【参考】厚生労働省のページ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/teikijunkai.html

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の主な指導事項

サービスの提供の記録(第37条等)

- ・サービス提供の時間が記録上不明確だった。
- ・サービス提供の時間が毎回、一律に同じ時間が記載されていた。



- ・サービスを提供した際には、提供日、提供時間、サービス内容等を記録に残すこと。
- ・サービスの提供時間は、実際にサービス提供を行った時間を記載すること。
- 注)提供時間等、サービス提供の記録がない場合は、不正請求となる場合があります。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の主な指導事項

2時間以上3時間未満のサービス(老計発第0331005号第2の3の2(2)) 心身の状況等を勘案せず、「入浴サービスのみ利用希望」の理由だけで短時間サービスを 利用していた。



2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護のサービスは、心身の状況から長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービスが困難な者である場合にのみ算定すること。

なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されること(※日常生活総合支援事業の「短時間型通所サービス」を除く)。

(看護) 小規模多機能型居宅介護の 主な指導事項

従業者の員数、勤務体制の確保等(第63条、88条等) 宿直勤務を行っている職員が記録上確認できなかった。



- ・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介 護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- 注)宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができる。

【参考】厚生労働省のページ(看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html

(看護) 小規模多機能型居宅介護の 主な指導事項

従業員の員数(第63条、90条等)

認知症介護実践者研修(小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)を受講していることが確認できなかった。また、受講申し込みをしたことが確認できなかった。



計画作成担当者(ケアマネジャー)を変更の際に研修未受講の者を配置する場合、直近の研修受講についての確約書の提出が必要。確約書を提出した場合は、研修受講できるまで必ず毎回、受講申込を行い、研修受講した後に修了証の写し(要原本証明)を提出すること。

注)研修未受講の場合は、人員基準違反となり、減算対象となる場合もあります。確約書の提出 を行っている場合でも、受講申込を行わなかった場合、又は本人都合で受講しなかった場合は、 人員基準違反となり、減算対象となる場合があります。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の 主な指導事項

身体拘束廃止未実施減算(老計発第0331005号第2の6(2))

- ・身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。



- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録すること。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・身体拘束等の適正化のための定期的(年2回以上)な研修を実施すること。

【参考】身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について (疑義照会回答)事務連絡(令和3年2月18日)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の 主な指導事項

医療連携体制加算(老計発第0331005号第2の6(9))

- ・看護師を1名以上確保していることが確認できなかった。
- ・重度化した場合の対応に係る指針を定めていなかった。



- ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看 護ステーションとの連携により、**看護師を1名以上配置**すること。
- ・重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該 指針の内容を説明し、同意を得ていること。

居宅介護支援の主な指導事項

事業所の公正中立性(第1条の2(基本方針))

利用者への情報提供が公正でない。(自社が運営するサービス事業所のみを紹介している)

重要事項説明書等に「利用者は複数のサービス事業所を紹介するよう求めることができる」旨を記<mark>載</mark>していない。



- ・居宅介護支援事業者は、利用者自身による自由なサービス選択の幅を広げるため、当該利用者が居住する地域の<mark>指定居</mark>宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やその家族に対して提供するものとし、情報提供等の資料や手段等を整備しておくこと。
- ・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し「利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」、「利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること」、「前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付け居宅サービス計画の数が占める割合及びそのサービスごとの回数のうちに同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合」について文書を交付して説明を行い、署名を得ること(行っていない場合は、運営基準減算に該当)

居宅介護支援の主な指導事項

介護保険最新情報Vol.1049(令和4年3月24日)

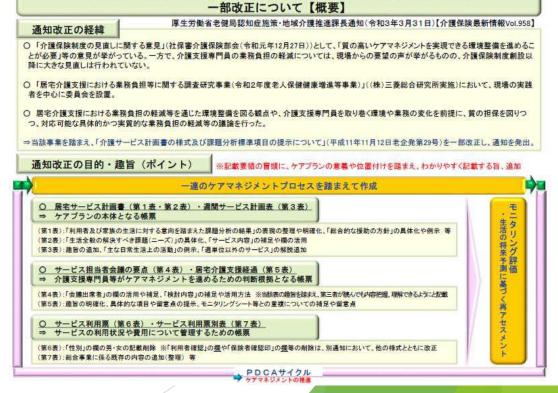
⇒令和3年3月31日に改正された「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」等に関するポイント

厚生労働省 DE.CGU.#GIVER#E

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について (介護保険最新情報Vol.958等の再周知)

> 老健局認知症施策·地域介護推進課 (令和4年3月)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の

よくある質問

Q1 各計画書等へ署名、捺印は必要ですか。

A1 計画内容に同意を得て、交付したことがわかるのであれば、署名(サイン)は不要ですが、利用者や家族に対して説明、同意、交付を行った日を記録しておくことが望ましい。

(参考)押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)

※(看護)小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援【居宅サービス計画】は、文章による 同意が必要。

Q2 LIFEの入力について、発症年月日が不明な場合、どのように入力すればよいか。

A2 「年」については、70 歳頃あるいは80 歳頃のように、大体の発症年について、対応する「年」を入力すれば差し支えない。「月」については、不明な場合は、「6月」と入力すれば差し支えない。「日」については、不明な場合は、「15日」と入力すれば差し支えない。

(参考)LIFEの入力方法に関するQ&A https://life.mhlw.go.jp/help

よくある質問

Q3 新型コロナウイルスの影響により、人員が不足する可能性がありますどうすればいいですか。

A3 一時的に人員基準を満たせなくなる場合、利用者の処遇に支障のない範囲で運営 して構わない。介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いも可能です。

また、一時的に人員基準を満たせなくなる場合、その満たせなくなった旨を記録してください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて等